

IV 乳幼児健康診査における取り組み

1 乳幼児健康診査における取り組み

乳幼児健康診査において、ことばの遅れ、多動、育てにくさなどの保護者からの訴えがある場合は、何らかの支援につながりやすいのですが、そうでない場合は、支援につながっていないことが多くあります。発達障害の特徴をとらえる視点を持ってかかわることにより、ことばの遅れがない場合であってもより早期発見がしやすくなります。

そのためには、保護者の訴えや思いを十分に聴くこと、問診項目の聞き取りにより日常生活での気づきを引き出すこと、待ち時間における子どもの他者との関わり方等の様子を観察することが大切です。そして、これらを総合的に判断して、必要であればさらに、これまでの生育歴を丁寧に聞くことが、その子どもの発達の特徴をつかむことにつながります。

2 保護者の訴えからみる発達障害の可能性

発達障害のある子どもの保護者は、乳幼児期からなんらかの育てにくさを感じている場合も少なくありません。保健師は、まず保護者が発信しているSOSのサインをキャッチすることがとても重要です。別表1（24頁）に、発達障害ではないかと相談のあった保護者が訴えた子どもの行動特徴の一部を紹介しています。参考にしてください。

発達障害支援センターからひとこと

お母さんは、子どもの発達に一喜一憂しながら子育てをしています。そしてある日「この子は他の子とは違うのではないか、何か発達に問題があるのではないか」と急に心配になる時があります。その時期は、お子さんの障害の程度やお母さんの子どもの発達に対する知識等によって違います。それまでのお母さんは、「子どもの個性だと思っていた」、「誰からも子どもに遅れがあると、言われたことがなかった」、「気になる事はあっても障害とは思わなかった」、「他の子どもの世話に追われ本人の発達に目が及ばなかった」と様々です。



乳幼児健診でのお母さんとの出会いの時間は短いですが、時には不安そうなお母さんに対して、「ゆっくり話を聞かせてくださいね」等の声をかけ、日ごろの育児体験を丁寧に聞き取り、次につながる支援をしていただきたいと思います。

3 問診項目の意味と活用方法

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査における発達障害の特徴の把握に関連する問診項目を表2に、またその観察・確認ポイント、対応方法については、別表3「幼児健診問診項目の意味と対応」(36頁)に記載しています。これらの問診項目を活用しながら、保護者の抱える不安や訴えを十分に受け止めましょう。

また、広汎性発達障害のスクリーニング尺度としてM-CHAT(18~36か月)(46頁)やPARS(3歳以上)などを活用することも早期発見に役立ちます。

保護者の訴えがない場合であっても、保健師が発達障害の特徴をとらえる視点を持って、これらの問診項目等を活用することにより、日常生活での発達上の課題を確認していくことが可能になり、保護者の気づきを促す場合があります。

但し、詳しく聴こうとするあまり、保護者に不安や焦りを引き起こすことのないように配慮が必要です。

(1) 1歳6か月児健康診査

「共同注意」や「模倣」が見られないなど双方向性のコミュニケーションができない場合や、「常同行動」や「こだわり」などがある場合など、問診項目が1つ以上「いいえ」の場合は、経過観察等の継続支援の対象として検討します。

また、保護者の訴えや子どもの様子及び生育歴を確認し、支援方針について検討します。

(2) 3歳児健康診査

1歳6か月児健診において「異常なし」であっても、コミュニケーションがとりにくく、遊びのやりとりなどが難しい場合など、問診項目が1つ以上「いいえ」の場合は、経過観察等の継続支援の対象として検討します。

また、保護者の訴えや子どもの様子、生育歴及び保育所、幼稚園等に通っている場合は、集団生活の様子についても確認し、支援方針について検討します。

※共同注意とは

保護者等の視線に気づき同じものを見るとか、指さした先に注意を向けるなど、保護者と情報や感情を共有する行動を指します。

※常同行動とは

手をひらひらしたり、体を揺らしたり、奇声を上げるなど、理由不明な行動を繰り返すことをいいます。何かを要求したい、安心したい、刺激がほしいなど、隠れている理由は様々です。

表2 発達障害早期発見のための問診項目

	問診目的	問診内容
1歳6か月児健診	ことばの発達状況	ママ、ブーブーなど意味のあることばを話すか
	共同注意行動	お母さんが部屋の中の離れたところにあるおもちゃを指さすと、そちらの方をみるか
	模倣	お母さんのまねをするか
	他児への関心・注意喚起	他の子どもに関心を示すか
		お母さんの注意を自分の方に惹こうとするか
	愛着行動	何か怖いことがあるとお母さんにしがみついてくるか
		親から平気で離れてしまうことがあるか
	多動性などの行動特徴	落ち着かない、不注意でよく転ぶ、平気で高いところに登るなど行動面で気がかりなことがあるか
	育てにくさ	育児は疲れたと感じることがあるか
		子育てに心配や困っていることがあるか
感覚の特異性	特定の音やおいや感触などに過敏・鈍感に反応するか	
	睡眠時間、1日の生活リズム、偏食や食べ方など生活習慣で困っていることがあるか	
3歳児健診	ことばの発達状況	ことばによるやりとりで会話ができるか
		2語文を話すか
		発音やことばで心配なことがあるか
	遊び・対人関係	どのような遊びをするのが好きか
	興味関心の偏り、行動特徴	何か強くこだわるものや奇妙な行動があるか
	行動特徴	落ち着かない、不注意でよく転ぶ、平気で高いところに登るなど行動面で気がかりなことがあるか
		手のつけられないかんしゃく、パニックがあるか
	育てにくさ	育児は楽しいか
		育児は疲れたと感じることがあるか
		子育てに心配や困っていることがあるか
感覚の特異性	特定の音や匂いや感触などに過敏・鈍感に反応するか	
	睡眠時間、1日の生活リズム、偏食や食べ方など生活習慣で困っていることがあるか	

別表3「幼児健診問診項目の意味と対応」(36頁)を参考にしてください。

内灘町における5歳児健康診査の取り組み ～就学までの包括的支援体制づくり～

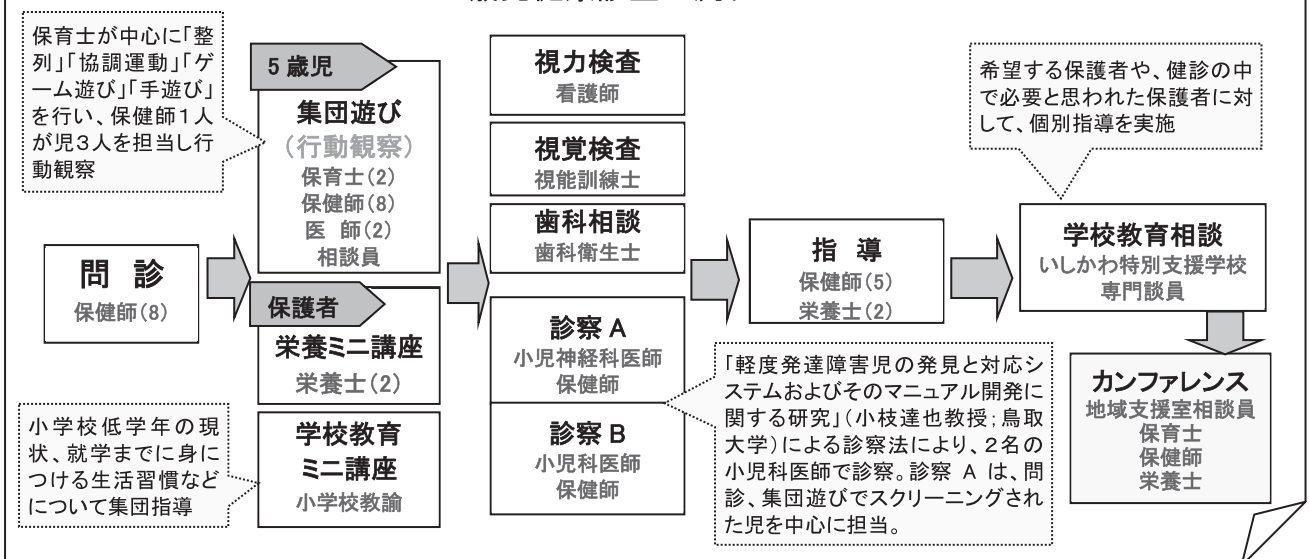
5歳児健診を開始した背景には、発達障害者支援法が施行され、従来の母子保健体制では、発達障害児の保護者への支援が不十分で、就学後に適応が難しい子どもがいたことなどから、保健・福祉・教育関係者と連携した支援が必要なのではないかと考えるようになったことがありました。

内灘町の5歳児健診の目的は単に発達障害のスクリーニングではなく、『内灘町の親子が、楽しく安心して就学期を迎える準備を始める契機とする』とし、①保護者が児の成長を確認する。②保護者の育児不安を軽減する。③就学にむけて基本的な生活習慣を見直す。④発達障害の二次障害（不登校・引きこもり）を防ぐため、発達障害の早期発見、早期療育を行い、適切な就学支援につなげる。⑤健診をとおして、保育所、幼稚園、学校、関係機関との連携を充実し、乳幼児から学童までの一貫した支援体制を図る。という目標を掲げました。

5歳児健診を始めて8年が経ちましたが、一人ひとりの親子への適切な支援を考えていく過程で、事後支援メニューが充実し、適切な時期に療育機関を紹介することができるようになってきました。また、保護者の気づきを深めながら、就学前から、保護者も学校側も、子どもの発達の特徴や関わり方を認識できるようになり、就学を無理なく迎えることができるようになってきたと思います。まだまだ課題はありますが、5歳児健診の目標である、二次障害の予防、早期発見、早期療育、適切な就学支援、さらに、健診をとおして乳幼児から学童までの一貫した包括的な支援体制を構築することができてきたと考えます。

初めての5歳児健診の子どもたちが中学生になり、親子が抱えている課題が、思春期や自立した将来の生活（進路、就職など）などについて変わってきています。大人になっていく発達障害という特徴をもった子どもたちが、その子らしく生活できるためには、今後ますます、福祉サービスや地域の支援が必要になってくると思います。私たちは、これからも、そんな親子を見守っていきたいと考えています。（内灘町）

5歳児健康診査の流れ



4 事後指導及び健康診査後の支援方法

(1) 健康診査結果の伝え方

保護者が発達上の課題に気づいて心配している場合もあれば、気づいていない、気づいていても「まだ認められない」「まだ受け入れられない」場合があります。どのような状況であっても、保護者の不安な気持ちや子育ての努力を十分受け入れながらかわることが必要です。周囲から「躰がなっていない」「親の顔が見たい」などと保護者の責任と考えられている場合も多く、「育て方が悪かった」と保護者が自分自身を責めている場合もあるので十分な配慮が必要です。

専門相談や精密検査等を受ける目的は、保護者を含め育児や保育、教育に携わる人が、子どもをより理解して子どもの成長を促すために、どのように接したらよいかを知る手がかりとするところにあります。その意味で正確な診断は大変重要です。

何のために相談や受診に導こうとするのかを、保健師がしっかり伝えることが大切です。さらに「障害名」とらわれすぎず、子どもの特性に合った発達支援を行うことで、その子の能力を生かしたより良い発達を促すことができることを理解してもらいます。

保護者が医療機関の受診を希望していない場合には、「診断してもらいましょう」という表現ではなく、「子どもの発達の特徴をより専門的にみてもらいませんか」と伝えます。診断の目的を理解してもらえないまま受診につながった場合は、医療機関等でのその後の支援が難しくなる場合がありますので、丁寧につないでください。

保護者が子どもに発達上の課題があるという認識に至らない場合でも、健康診査の結果を子どもの特性（得意なこと・苦手なこと）として伝え、今後の支援方針について説明しておきます。その時には納得できなくても、あとから保護者が気づいた時に、相談に応じることが可能であることやその他に相談できる機関や場所等について情報提供しておくことが重要です。

集団健康診査の限られた時間の中で十分伝えることが難しく、共通の認識に至らない場合には、保護者とつながりを持ち、後日電話連絡をするなど、確実にフォローアップできるようにします。

(2) かかわり方についての助言

問診や健康診査の場面での問題や保護者の訴えについて、スクリーニングの観点だけでなく、日常の育児の中でかかわり方のポイントについて助言します。

好ましい伝え方としては、具体的な日常生活での留意点や今後の見通しを伝えることが大切です。曖昧な表現は、保護者を不安にさせたり、保護者の努力不足を責めたりすることはとらえられる可能性があります。

好ましい例

「〇〇のような工夫をしながら、かかわってみられてはいかがでしょう。」
「〇か月後の〇〇相談で、一緒にお子さんの発達を確認しませんか。」

実際の助言のポイントは、別表2「発達障害の発見のための観察ポイント、対応方法」(30頁)、別表3「幼児健診問診項目の意味と対応」(36頁)を参考にしてください。

また、子どもが好む遊びを中心に身体を使った遊びや手遊び、触覚を刺激する遊びを日常の中にたくさん取り入れることが、脳の働きを活性化し、発達を促すことになります。親子でできる感覚統合を促す遊びを示し、具体的に遊び方を助言します。具体的な遊びについては53頁を参考にしてください。

(3) 乳幼児健康診査後の支援方法

乳幼児健康診査に従事した多職種によるカンファレンス等において、問診による生育歴の聞き取りや子どもの行動観察、診察結果、保護者の心配なども考慮して総合的に判断し、発達障害が疑われる場合には、継続の支援対象とします。

① 要経過観察

経過観察を行うにあたっては、保護者が子どもの発達上の課題に気づき、保健師と共有できる段階にあるかどうかによって、その後の支援の方向性を検討する必要があります。

「様子を見ましようと言われたが、その後連絡がなかった」という保護者に出会うことが時々あります。「様子を見ましよう」という限りは、確実にフォローアップができるようにしましょう。

子どもの発達上の課題を保護者と共有できる場合

専門スタッフによる助言や同じ育児の大変さを共有できる場や機会として、発達相談や遊びの教室を紹介します。また、子どもの状況や保護者の希望により個別相談、訪問指導等の方法で支援します。いずれの場合も子どもの発達の経過観察とあわせて、保護者の不安の受け止めに十分に行い、子どもへのかかわり方の助言を行います。

必要な場合には、精密検査や専門機関を紹介し受診を勧奨します。

子どもの発達上の課題を保護者と共有できない場合

保護者が問題に気づいていない、または、気づいていても認められない状況であることが考えられます。この段階では、保護者が困っていることに着目して助言を行いながら、保護者が育児の大変さを表出できることを目標に支援を継続します。

② 要精密検査、専門機関の紹介

発達障害が強く疑われ、保護者の心配も表出されている場合は、発達障害の判定、診断ができる医療機関を紹介します。また、医療機関以外にも、必要に応じて、発達障害者支援センター、児童相談所、県保健福祉センターの幼児精神発達相談等で相談を受けるように勧めます。

精密検査機関等に紹介する場合は、保護者の了解のもと、紹介先と密な連携をとります。医療機関等によっては、受診や相談までの待ち時間が数か月後になるところもあるので、保護者に十分説明し、その間の相談方法等も紹介しておくことが大切です。

精密検査等の結果は必ず確認し、発達障害と診断された場合は、関係機関と調整して適切な療育が受けられるように支援します。

また、精密検査機関等において、経過観察となった場合は、継続して経過観察が受けられるよう支援し、子どもに合った療育が受けられるようになるまで支援を継続します。

いずれの場合も、保護者の心理面のサポートを十分行う必要があります。

※ 対象児が保育所、認定こども園、幼稚園（以下、「保育所、幼稚園等」という。）に通っている場合や経過観察中に就園する場合は、保護者の了解を得て就園先に連絡を取り、これまでの経過や行動特性、集団に入った時に考えられる問題行動やその対応、保護者の受容過程などを伝え、継続して経過観察が受けられるよう調整を行うなど、保育所、幼稚園等と連携して継続的な支援を行います。

教育委員会からひとこと

～子育ての苦労をねぎらう言葉からつながる支援～

保育者が感じるずっと以前から、保護者は、子どもの育ちに対する違和感を抱いているようです。では、どうして保護者は保育者の気づきを受け入れようとしないのでしょうか。

娘を3歳児健診に連れていったことがあります。保健師さんが、頭囲を測ろうと娘の背後から突然メジャーを頭に巻きつけた瞬間、娘は大声で泣き叫びました。父親が言葉をかけても泣き止みません。その時、他のお母さん達の私や泣き叫ぶ娘に向けられる視線は表現しようもなく、冷たいものでした。



気になる子どもを育てる保護者はどうでしょうか。乳児期から様々な育てにくさを抱えながら、家族等から指摘されるのは、いつも母親の接し方であり、母親自身も自らを責めてしまうようです。そして、保育所や幼稚園等に通うようになると、保育参観や行事などで、うまくいかない我が子に注がれる視線、自らに向けられる視線を常に意識しながら毎日を送っているようです。「あの保護者は、認めていない」という声をよく耳にします。「認めていない」のではなく、もう既に気づいているのです。

保護者との相談を重ねていくうちに、「心配しすぎかも」「時間が経てばきっとよくなる」等の言葉を自分に言い聞かせながら子どもを育ててきたことを伝えてくれるようになります。そして、他者に子どものことを話すきっかけは、「お母さんの子育てに間違いはなかったよ」「よくここまで育ててきたね」とこれまでの子育ての労をねぎらう一言だったと、話してくれる母親も少なくありません。



発達障害という言葉や知識が社会に広がるにつれ、保育や教育に携わる方々の目は、常に家庭や保護者の子育てのあり方に向けられる傾向にあります。本来、子育ては、楽しいとか正しいなどと評価されるものではなく、ダイナミックな子どもの成長を保護者とともに共有していくものなのかも知れません。子どものうまくいかなさや育ちに向けられる周囲の視線に思い悩む保護者に、一言、労いの言葉をかけてあげてください。

発達障害児の早期発見・診断・療育体制

